

福祉有償運送について

■福祉有償運送とは

NPO や社会福祉法人などの非営利法人等が、要介護者や身体障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自動車を使用して、通院、通所などを目的に行う移送サービスのことを指します。

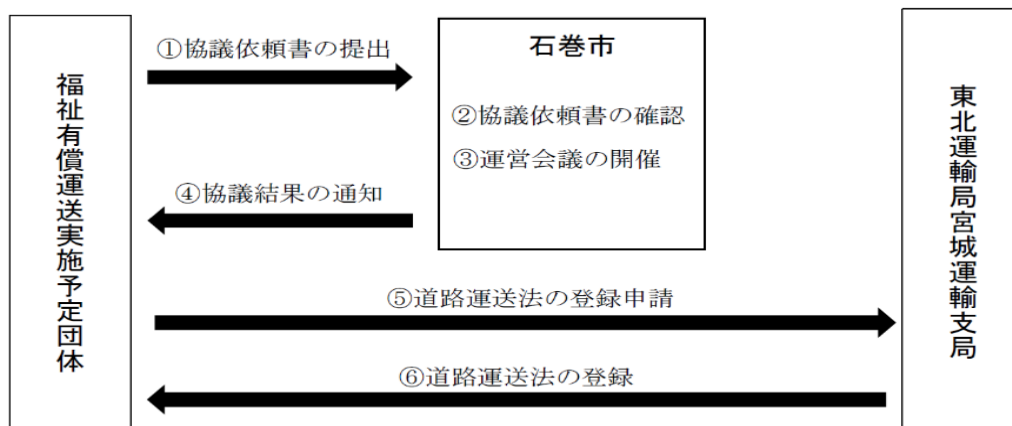
■福祉有償運送を実施するには

都道府県又は市町村が主宰する「福祉有償運送運営協議会」の合意を経て、道路運送法第 78 条第 2 号及び第 79 条に基づく国土交通省の登録を受ける必要があります。

当市では「石巻市福祉有償運送運営会議設置要綱」を制定し、「石巻市福祉有償運送運営会議」を設置としています。

※ 有効期間の更新の場合は、道路運送法第 79 条の 6 及び道路運送法施行規則第 51 条の 10 に基づき更新登録申請書を権限行政庁に提出し、国土交通省の行う有効期間の更新の登録を受ける必要があります。

■運送を開始するまでの流れ



■福祉有償運送運営会議での協議事項

運営会議において以下の 4 事項について具体的な協議を行う

(福祉有償運送ガイドブック (国土交通省自動車交通局旅客課平成 20 年 3 月) より)

① 福祉有償の必要性

タクシー等の公共交通機関による移動制約者の輸送サービス確保が困難な場合の補完手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければなりません。

② 運送の区域

旅客の乗車場所又は到着場所いずれかが石巻市内にあることが必要です。

③ 旅客から収受する対価

営利とは認められない範囲であることが必要です。

④ 旅客の範囲

他人の介助によらず移動することが困難で、単独でタクシー等を利用することが困難な要介護者や身体障害者などに限定されます。